

規制シート(様式)

190195500970001

平成28年12月14日

規制の名称	自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局保障制度参事官室 大臣官房参事官(自動車(保障)) 増田 直樹
規制目的	自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>第5条から第10条の2までは、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の締結強制等についての規制を設けている。当該規制は、運行の用に供する自動車について、原則として自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の締結義務づけ、自動車損害賠償責任保険証明書の備付け義務等についてのものである。</p> <p>第16条の6は、保険会社の支払等の届出についての規制を設けている。当該規制は、支払の適正化を図るため、死亡及び重度後遺障害案件等の一定の重要事案について、国土交通大臣に届け出なければならないものである。</p> <p>第23条の5から第23条の21までは指定紛争処理機関の指定及び監督についての規制を設けている。当該規制は、指定紛争処理機関を内閣総理大臣及び国土交通大臣が指定すること、役員等の選任及び解任、業務規程の策定及び変更を内閣総理大臣及び国土交通大臣の認可に係らしめるものである。</p> <p>第28条の4第2項では、共同プール事務についての規制を設けている。当該規制は、共同プール事務に係る規約を、保険会社においては、内閣総理大臣及び国土交通大臣に、組合においては、国土交通大臣及び組合の所管大臣に届け出なければならないものである。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済の締結強制等については、被害者の保護を図るため維持すべき規制である。</p> <p>保険会社の支払等の届出については、支払の適正化を図り、被害者保護を図るため、維持すべき規制である。</p> <p>指定紛争処理機関の指定及び監督については、紛争処理機関の公正中立性の確保が強く求められるため、指定紛争処理機関に関する規制は、維持すべき規制である。</p> <p>共同プール事務に係る規約の届出については、規約内容の適法性及び公平性を確保する必要があるため、維持すべき規制である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		